

施策評価シート（評価実施年度：平成27年度）

事務事業所管部局長 (幹事部局)	健康福祉部長 藤間 博之	電話番号	0852-22-5230
---------------------	--------------	------	--------------

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-2-3 高齢者福祉の推進
目的	○高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
介護を要しない高齢者の割合	目標値	/	84.70	84.70	84.70	84.70	%	認知症を理解する研修への参加者累計（認知症サポーター養成講座参加者数）	目標値	/	30,000	33,000	36,000	40,000	人
	取組目標値	/							取組目標値	/			45,000	50,000	
	実績値	84.70	84.60	84.50	84.40				実績値	25,384	32,804	40,672	47,893		
	達成率	/	99.90	99.80	99.70				達成率	/	109.30	123.20	106.50		
定性目標	目標値	/					%		目標値	/					%
	取組目標値	/							取組目標値	/					
	実績値								実績値						
	達成率	/							達成率	/					
平成24年度～平成27年度															
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載） ・認知症を理解する研修への参加者累計については、平成25年度に平成27年度の目標値を上回り今後も取組の拡大が見込まれるため、これまでの実績等を勘案し目標値を見直した。															

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	【高齢化等を示す指標】
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化率：31.8% 220,540人 (国：26.0%) ←29.1% (H22国勢調査) 後期高齢化率：17.6% 122,602人 (国：12.3%) ←16.6% (")
	【高齢者人口に占める要介護認定者の割合（H26年10月末時点）】
	<ul style="list-style-type: none"> 全高齢者人口に占める要介護認定者の割合 15.6% (H25年 15.5%) 前期高齢者人口に占める要介護認定者の割合 3.2% (H25年 3.2%) 後期高齢者人口に占める要介護認定者の割合 25.6% (H25年 24.8%) ※前期高齢者：65～74歳、後期高齢者：75歳以上

④総合的な評価

評価時点での総合的な評価	判断	その理由
A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいるが見直す点もある C:あまり順調に進んでいない	B	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口に占める要介護認定者の割合が微増している要因として、要介護認定率が高くなる85歳以上の高齢者人口の増加が考えられる。また、地域住民における介護予防や認知症に対する意識醸成、元気な高齢者の地域活動参加への支援、介護サービスの質の向上など、市町村や関係団体と連携して取り組んだことにより施策の進行状況は概ね順調である。 今後、第6期計画（H27～29年度）に基づき「地域包括ケアシステム」の早期構築を図るため、市町村等とともに医療と介護の連携の強化、介護予防や生活支援サービスの充実などに取り組む必要がある。これにより、地域で高齢者を支える体制整備が進み、元気な高齢者が生活支援サービス提供の担い手として活躍することも期待される。

⑤課題の認識

(1) 平成27年度末の施策目的の達成状況（予測）	判断	その理由（「総合的な評価」の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	B	
(2) 施策の目的達成に向けての課題		<ul style="list-style-type: none"> ①今後の介護予防においては、単に高齢者の心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すような取組が必要。 ②多様な地域ニーズに応じた支援を行うためには、ボランティア、NPO等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。 ③利用者がそれぞれの状態に応じた質の高いサービスを受けられるために、介護人材の確保、介護職員の資格取得や職場内研修の促進、適切な事業者指導等が必要。 ④入院日数の短縮により、早期の在宅復帰が促進される中、高齢者が在宅で安心して生活するためには、在宅で受けられる医療や介護のサービスの充実と、医療と介護が切れ目なく提供できるように連携させていく仕組みづくりが課題。 ⑤自宅での介護が困難な高齢者に対する対応など、高齢者が状態に応じた住まいを選択できるような環境づくりが必要。 ⑥認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、早期の適切な診断と対応、また見守りなど身近な地域での支援体制が必要。

⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」ができるだけ早期に構築されるよう、県として必要な支援や助言を行っていく。 ①介護予防の推進：介護予防の重要性を理解して、住民自ら介護予防に積極的に取り組むような地域づくりを推進していく。 ②生活支援の充実：権利擁護や日常的な生活支援ニーズに対応するため、地域住民をはじめ様々な主体が連携し、地域全体で支援する仕組みを構築していく。 ③介護サービスの充実：質の高い介護サービスが提供され、それが人材の確保・定着につながるよう、サービス事業者と協力していく。 ④医療との連携：慢性疾患や認知症となる高齢者の増加に対応して、在宅における医療・介護サービスが連携して提供できる仕組みづくりを推進していく。 ⑤住まいの確保：高齢者が状態に応じた住まい方を選択できるように配慮しながら、住宅のバリアフリー化など、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを推進していく。 ⑥地域での認知症への理解を進め、初期の段階から医療・介護などの支援が受けやすい、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを推進していく。
---------------------	--